

新型コロナウイルス感染症 入院共済金の取り扱いが変わります。

JAM共済は、新型コロナウイルス感染症の「全数把握の見直し」にともない、新型コロナウイルス感染症に罹患された方の宿泊療養・自宅療養の「入院共済金」お支払いについて、診断日を基準に2022年9月26日以降の取り扱いを変更します。

▼対象となる共済

ハート・団体共済

ふれあい共済

個人医療共済

個人生命共済

シニア共済

▼取り扱いの概要

ケース		陽性判明日（2022年）	
		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合		○お支払い対象	○お支払い対象
宿泊療養・自宅療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスクが高い方 a～d.に該当する方	○お支払い対象	○お支払い対象
	上記以外の方	○お支払い対象	✕お支払い対象外

診断日が9月26日以降の宿泊・自宅療養

a. ～ d. に該当する方に限り、原則、陽性判明日（診断日）から7日間入院したものとみなして入院共済金をお支払いします。

お支払いの対象となる方

- a. 65 歳以上の方
- b. 入院を要する方
- c. 重症化リスクがあり、
〔新型コロナウイルス治療薬〕の投与
または新たに酸素投与が必要と、
医師が判断する方
- d. 妊婦の方

名 称	商品名
カシリビマブ・イムデビマブ	ロナプリーブ
ステロイド薬	
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	
ニルマトレルビル・リトナビル	パキロビッド
バリシチニブ	
モルヌピラビル	ラゲプリオ
レムデシビル	ベクルリー

JAM共済共済金支払請求書に加えて、以下の書類をご提出下さい。

請求に必要な添付書類

● My HER SYS
療養証明（画面コピー）

My HER SYS の
利用が無い場合

● 宿泊・自宅療養
自己申告書

WEBサイトから、
用紙をダウンロード
してください。

以下の3項目がわかる書類

- a. 被共済者氏名
- b. 診断病名「新型コロナウイルス感染症」
- c. 医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組み合わせで、
a～c を満たせば、請求手続きが可能です。
※ 書類は、コピーのご提出で構いません。

【例】

- ・ 医療機関発行の「診療明細書」
- ・ 「PCR検査・抗原検査の陽性結果」
写真などでも可。市販の検査キットは除く。
- ・ 都道府県や保健所などからの「陽性
診断確定メール」など

入院を要する方

入院の領収書
など

重症化リスクがあり、
新型コロナウイルス
治療薬の投与、または
新たに酸素投与が
必要と、医師が判断
する方。

診療明細書
など

妊婦の方

母子手帳
など

65 歳以上を証する書類は必要ありません。

<https://www.jam-kyosai.org/covid-19/>

詳細は、JAM共済 Covid-19 特設サイトをご覧ください。
ご加入者の皆様に、こちらをご案内ください。



新型コロナウイルス感染症

診断日が9月25日以前の宿泊・自宅療養

新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養した場合は、入院共済金の支払対象といたします。宿泊療養・自宅療養期間の入院給付金は、保健所や医師等の証明内容や、保健所や医療機関で発行された書類に基づき、お支払いいたします。

請求に必要な添付書類

JAM共済共済金支払請求書に加えて、以下の書類をご提出下さい。

添付書類名	宿泊療養・自宅療養の期間		
	10日以内	11日以上	
宿泊・自宅療養自己申告書	○	○	JAM所定の様式
就業制限通知書	△	※就業制限通知書と 就業制限解除 通知書のセット	
就業制限解除通知書	—		
宿泊・自宅療養証明書	△	△	制限解除日以降に 発行された通知書
MyHER-SYS療養証明書の写	△	×	

○印=必須 △印=いずれかの書類 ×印=不可 —印=不要

- 療養期間が11日以上の場合で、ご提出いただく証明書・通知書に療養機関終了日の記載がない場合には、まず10日分の共済金請求としてお支払いします。その後、療養期間終了日の記載がある証明書を提出いただいた場合には、11日目以降の共済金請求としてお支払いします。
- 必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

JAM共済所定の様式「宿泊・自宅療養自己申告書」の用紙は、WEBサイトから入手してください。

医療機関に入院した場合

医師の指示により、治療を目的として医療機関に入院した場合は、入院共済金の支払対象となります。医療機関が発行する、入院期間（入院日、退院日）が示された書類のご提出をお願いします。

(例)

- ・新型コロナウイルス感染症の治療のために入院した場合
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状があり、その治療のために入院した場合
- ・ワクチン接種後の副反応の治療のために入院した場合

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患したが無症状で、まん延防止を目的として医療機関に入院した場合も、入院給付金の支払対象といたします。

<https://www.jam-kyosai.org/covid-19/>

詳細は、JAM共済 Covid-19 特設サイトをご覧ください。
ご加入者の皆様に、こちらをご案内ください。

JAM共済

JAM共済事業部 2022年9月21日発行

